

【報告要旨】 国際契約法制部会第2 報告

日米政府の戦略的投資に関する了解覚書と企業の対応に関する一考察
～制度金融活用の視点から～

堀口宗尚

2025 年 9 月 4 日、日米政府は戦略的投資に関する了解覚書（以下、本覚書）を締結した。本覚書の「投資」である制度金融を活用してプロジェクトを組成する企業の立場からみた本覚書の内容と課題について報告する。

本覚書上は日本が 5,500 億ドルを「投資」するとあるが、「投資」主体に関する定義はない。「スプレッド」の定義の中に「国際協力銀行」（以下、JBIC）と「日本貿易保険」（以下、NEXI）への言及があるため、「投資」主体として JBIC と NEXI が予定されていると理解できる。「投資金額」についても、日本が「5,500 億ドルを米国に投資すること（資本コミットメント）が両国の最善の利益であると認識」と前文に記されているが、JBIC や NEXI の出融資/保険契約の金額コミットメントは契約締結時点で行われるため、本覚書記載の 5,500 億ドルという金額は、法的なコミットメントではなく、上限額の日安としての宣言的な意味を有する金額と解するのが妥当と思われる。

対米取引にかかわる企業実務の観点からは、本覚書において日米各々の国における関係法令遵守が明記されている点は極めて重要である。日米両国はそれぞれの関係法令（国内合意、法律）を遵守する意思を宣言し（20 条）、「本覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない」（22 条）とされている。これは日本においては、投資主体である JBIC や NEXI に関する設立根拠法や出融資/保険契約に係る関連政省令等の遵守およびその運用が「投資」決定の前提となることを意味する。

このため、JBIC や NEXI の当該「投資」が、JBIC/NEXI のいかなる金融種類や保険商品に該当して行われるのかを見極めることが企業実務上は重要になる。各々の金融種類や保険商品の要件を満たす案件組成や参画を行うことが民間企業にとっては不可欠となり、それなしでは「投資」は行われなからである。

このように、本覚書には明示されていない制度金融（JBIC/NEXI）に関する関係法令および各金融商品における適用要件の理解が「投資」実現のために重要であることを述べる。その上で、国際取引分野における輸出信用機関（JBIC/NEXI）等の組織・活動・業務手法等に対する法学的検討の必要性等について言及したい。

以 上